

生活保護は 暮らしの セーフティネット

本当に困ったら、
ためらわないで！



本当に必要な人が正しく利用できる社会に

みなさんは生活保護について正しく知っていますか？ 生活保護については解決すべき一部の不正受給の問題はありますが、それと同時に、誤った情報や誤解、偏見などから本当に必要な人が保護を受けない（受けられない）という現状もあり、その結果生計が成り立たなくなり、命にかかわるようなケースも頻出ひんしゅつしています。生活保護は、わたしたち国民の生存権を支える最後のセーフティネットといえる大切な制度です。みんなで制度についてきちんと理解し、本当に必要な人はためらうことなく、そして正しく利用できる社会をつくっていきましょう。

佐倉市福祉部社会福祉課保護班

〒285-8501 佐倉市海隣寺町97番地 ☎ (直通)484-6134 (代表)484-1111

生活保護

を正しく知っていますか？

生活保護制度を理解しましょう

現在の生活保護制度は、1950（昭和25）年に日本国憲法第25条における「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」、そして「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」という生存権の基本理念を確立するために制定されたものです。これらはわたしたち国民の権利の保障とそれを実現させる国の責務を明らかにしています。

生活保護制度が制定された理由を、わたしたちは誤解することなくきちんと理解し、今後も見守っていく必要があります。



現在の制度にいたるまでの道のり

現在の生活保護法にいたるいわゆる救貧法の歴史は、欧米諸国に遅れてはじまった日本の近代化や民主化とともに進展してきました。古くは明治時代にまでさかのぼり、その後、救済対象者の範囲や扶助の種類拡充、実施方法などの見直しが続いて積み重ねられて、新しい法律が生まれ、改正が行われてきたのです。



恤救規則

1874（明治7）年

近隣同士による相互扶助が基本。
対象者は限定的で、
国の救済責任はなかった。

救護法

1929（昭和4）年

実施主体が市町村となり、
対象制限も緩和され、
国の救済責任も加わった。

旧生活保護法

1946（昭和21）年

国の責任による保護の
無差別平等の原則が明示されたが、
保護の請求権はなかった。

新生活保護法

1950（昭和25）年

新しい憲法にもとづき、保護の請求や
不服申し立ての権利を認めるなど、
旧生活保護法の不備が改められた。

生活保護

はこんな制度です!

収入があっても
保護は
受けられます

現在、就労や年金などで収入がある人でも生活保護は受けられます。厚生労働大臣が定める基準である「最低生活費」と現在の収入を比較して、収入が最低生活費を下回る場合、最低生活費から収入を差し引いた差額が保護費として支給されます。

厚生労働大臣が定める
最低生活費

就労収入、年金など社会保障給付、
親族による援助など

収入

収入が
最低生活費を
下回る
とき

保護費が支給されます

生活 扶助

日常生活に必要な費用で、個人的費用と世帯共通費用に分類された基準額が支給されます。



住宅 扶助

賃貸アパートの家賃や引越費用などで、定められた範囲内で実費が支給されます。



教育 扶助

教材費や給食費など義務教育に必要な費用で、定められた基準額が支給されます。



医療 扶助

指定医療機関で受診することが原則で、全額現物支給となり自己負担はありません。*



主な扶助の種類

介護 扶助

介護保険制度で要介護・要支援の認定を受けた人が対象で自己負担はありません。*



出産 扶助

出産時に病院などにかかる出産費用で、定められた範囲内で実費が支給されます。



生業 扶助

就労に必要な技能などを修得する費用で、定められた範囲内で実費が支給されます。



葬祭 扶助

世帯の人が亡くなったときの葬祭費用で、定められた範囲内で実費が支給されます。



*保険対象外のものは自己負担となります。

▶生活保護を利用する手続きの流れ

1

事前の相談

お住まいの地域の福祉事務所の窓口にご相談し、生活保護制度の説明などを受けます。

2

申請

生活保護を受けるための「生活保護申請書」などを提出します。

3

調査・審査

福祉事務所が生活状況や資産状況などを調査し、保護が受けられるかどうか審査します。

4

結果通知

調査と審査がおわると、生活保護を受けられるかどうかの決定が通知されます。

5

受給開始

生活保護を受けられることが決定したら、毎月の支給がはじまります。

6

開始後のフォロー

福祉事務所の担当者(ケースワーカー)による訪問調査や就労に向けた助言・指導などが行われます。

制度を利用するときの注意

■ 生活保護の要件など

生活保護が必要と判断するには、次の要件などがあります。扶養義務者の援助は可能な範囲で受けましょう。

資産の活用

預貯金、土地不動産、生命保険、自動車といった資産があれば、売却などの方法で活用する必要があります。



能力の活用

世帯の中に働ける人がいる場合は、その能力に応じて働く必要があります。



ほかの制度の活用

年金や手当などほかの社会保障制度などを活用できる場合は、それらを優先して活用する必要があります。



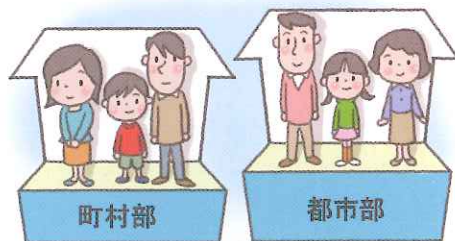
扶養義務者の扶養

配偶者、両親、子、祖父母、兄弟姉妹といった親族からの援助を受けることができる場合は受けましょう。



■ 最低生活費の決まり方

生活保護は「世帯単位」で行われます。基準となる最低生活費は、「世帯構成（人数や年齢）」や、お住まいの「地域」などによって違います。地域については、全国の市区町村が地価などを考慮して分類され、保護費は町村部に比べて都市部のほうが高く設定されています。



■ 生活保護 Q & A

Q 持ち家があっても受けられる？

資産価値の大きいものは売却などがすすめられますが、一般的な住居でそこに住んでいれば受けられます。

Q 借金があっても受けられる？

原則として生活保護費で借金を返済することはできません。法律家に相談して借金を整理する必要があります。

Q 申請を親族に知られたくないときは？

申請後の扶養照会で、DVや虐待など特別な事情のある場合、該当する親族への照会を見合わせる場合があります。

Q 自動車があっても受けられる？

自動車は資産となるため原則として処分しなければなりませんが、例外的に保有が認められることもあります。

Q 住所がなくても受けられる？

定まった現住所や住民票がなくても、現在生活している地域の福祉事務所で保護を申請することができます。

Q 不正受給ってどんな場合？

偽りの申請や届け出で保護を受けた場合です。受給中の世帯や収入の変化も忘れずに届け出ることが必要です。

まずは
ご相談ください！

生活保護の相談・申請窓口は、お住まいの地域の福祉事務所の生活保護担当です。制度の説明や、ほかの社会保障制度などについても検討しますので、早めにご相談ください。

★所管の福祉事務所がわからないときは、お住まいの市区町村にお問い合わせください。
また、次の厚生労働省のホームページからもお住まいの地域の福祉事務所が調べられます。
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/fukusijimusyo-ichiran.html>